

令和 7 年度

第4回 定期監査報告書

(監査実施期間：令和7年10月17日～令和7年12月19日)

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

1	契約事務	(危機管理課)
---	------	---------

《指導事項》

1	事務関係	(商工労政課)
---	------	---------

2	歳入事務	(総合病院医事課・総務課)
---	------	---------------

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和7年12月26日

南相馬市監査委員 大谷嘉洋

南相馬市監査委員 細田廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	秘書課
復興企画部	イノベーション政策課、危機管理課
商工観光部	商工労政課、観光交流課
総合病院	総務課、医事課、小高診療所
小学校	鹿島小学校、上真野小学校
こども未来部	鹿島幼稚園、かしま保育園、かみまの保育園

3 監査の範囲

令和7年4月から令和7年9月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
務	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているのか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適切な時期に適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手續（発注伺、契約締結伺、負担行為、監督、検査）は適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 慎意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行ってているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に微取されているか。 (7) 隨意契約は地方自治法施行令、地方公営企業法施行令に規定されている理由に該当し適切な理由となっているか。 (8) 決裁処理について誤りがないか。
	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	理外歳現入金歳管出	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。 (2) 納入の遅れはないか。 (3) 払出の時期は適切か。 (4) 収支残高は正しいか。
行 政 監 査	主要事業等の進捗確認	(1) 総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性は定まっているか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか（DX含む）。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査はできているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和7年10月17日～令和7年12月19日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実 施 日(監査委員監査)	対 象 課 等	実 施 场 所
令和7年11月17日(月)	商 工 労 政 課	監 査 委 員 事 務 局
	危 機 管 理 課	
	秘 書 課	
令和7年11月18日(火)	鹿 島 小 学 校	鹿 島 小 学 校
	鹿 島 幼 稚 園	鹿 島 幼 稚 園
	上 真 野 小 学 校	上 真 野 小 学 校
	か み ま の 保 育 園	か み ま の 保 育 園
令和7年11月21日(金)	総 合 病 院	総 合 病 院
	小 高 診 療 所	
	か し ま 保 育 園	か し ま 保 育 園
令和7年11月27日(木)	觀 光 交 流 課	監 査 委 員 事 務 局
	イ ノ ベ ー シ ョ ン 政 策 課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指 摘 事 項 》

1 契約事務

競争性のある契約内容にもかかわらず、入札を行っていなかったもの。

(危機管理課)

「土のう配備業務委託契約（単価契約）」については、取扱業者が複数存在すること、予定価格総額が市財務規則第125条第1項に定める随意契約の予定価格限度額を超えていることから、入札に付すべき契約であると判断します。なお、入札に該当するか否かは契約単価で判断するものではなく、予定総支出額によって判断すべきものです。今後は、地方自治法及び市財務規則に基づき、適正な運用と事務処理に努めてください。

《 指 導 事 項 》

1 事務関係

指定管理業務に関する年度協定書の締結が遅延していたもの。

(商工労政課)

大町地域商業施設（おおまちマルシェ）の管理運営に関する業務について、令和4年11月21日に「大町地域商業施設の管理運営に関する仮協定書」を締結しています。その中で、「納入金の金額」及び「納入金の追加納入」について、別途「年度協定書」にて額を定めるものとすると規定していましたが、令和7年度の年度協定が11月中旬まで行われないままとなっていました。また、年度協定書締結の遅延に伴い大町地域商業施設管理運営納入金の調定処理も行われていませんでした。今後は、適切かつ迅速な事務処理に努めてください。

2 収入事務

過年度未収金の請求に大幅な遅れが生じているもの。

(総合病院医事課・総務課)

令和6年度に計上された過年度の入院収益未収金及び外来収益未収金について確認したところ、例年と比べ請求処理が大幅に遅れていることが判明しました。前年度同時期と比較すると、入院収益未収金は2億5,499万円増加し、外来収益

未収金は3,146万円増加しています。病院事業の健全な経営を行うためには、過年度未収金の早期回収に積極的に取り組むことが不可欠です。未収金の請求が遅延すると収支の改善に支障をきたすだけではなく、病院事業全体の信用性にも影響を与える可能性があります。今後は事務処理を迅速に行い、公営企業としての健全な経営に努めてください。

« 検討事項 »

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの